

会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開および委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会議名	高松市自治基本条例を考える市民委員会 第4回会議
開催日時	平成20年4月10日(木)18時30分～20時30分
開催場所	高松市役所 3階 32会議室
議 題	(1) ワークショップ(グループ別討議) (2) その他
公開の区分	公開 一部公開 非公開
上記理由	
出席委員	柘植委員長, 立野副委員長, 池田委員, 植松委員, 太田委員, 小西委員, 高木委員, 中條委員, 松下委員, 円尾委員, 山田委員
傍聴者	0人
担当課および連絡先	企画課 839-2135

審議経過および審議結果

会議を開会し、次の議題について協議し、下記の結果となった。

(1) 今後の進め方

(柘植委員長)

前々回、前回と続いてワークショップを行ってきた、今日がワークショップ形式としては最後になる。ディスカッションの事前段階としてお互いが議論する素地を作るため実地を兼ねながら行ってきた。次回からはかなり複雑なことを行うので、覚悟いただきたい。

この会議の進め方は市の審議会の中でも異例な進め方で、コミュニティ関係の会議ではワークショップなどこういうやり方はあるが、まだまだ一般化はしていない。自治基本条例自体が市民の参加を求めて、その過程を踏んでいかないといけないので、今回こういう形式で進めている。最後のウォーミングアップなので、今日も忌憚のない意見をお願いしたい。今日は事前に意見書も数名からいただいている。後でこれも踏まえながらワークショップを進めたい。

(2) ワークショップ(グループ別討議)

(柘植委員長)

1回目が市民について、2回目が行政についてをテーマとし、自治基本条例の中で大きなウエイトを占める部分についてワークショップを行ってきた。この部分については、他市の自治基本条例でも似たような内容が触れている。ただ、今日議論する部分(市長、市議会議員)については、他市の例をみてもさらっとしか書いていない。遠慮しているのか、書けないのか、いろいろな問題がそこにはあるのかも知れないが、市長や市議会議員について条例の中で深く踏み込んでいる例はない。しかし、今日は遠慮する必要はない。前回までと同じやり方では、今日の時間内に市長と市議会議員両方はできないので、少しやり方を変える。

審議経過および審議結果

(グループ分け)

・ Aグループ(4名)

植松委員, 太田委員, 高木委員, 中條委員

・ Bグループ(6名)

立野副委員長, 池田委員, 小西委員, 松下委員, 円尾委員,
山田委員

高松市自治基本条例 市長, 地方議員編

私たちは『高松市長』に [] を期待します。

私たちは『高松市議会議員』に [] を期待します。

(柘植委員長)

今日は時間がないので, 最初ウィッシュポエム法というもので打った部分の話したいと思っている。

(ウィッシュポエム(希望の詩)法とは, 目標, 夢を言葉で表現し, 「I Wish...」の後に言葉を続ける方法)

これまでのKJ法ではポストイットに好きなだけ書いていただいたが, 今日はシートにワンセンテンス, 1個だけ言葉を書く。ただし, これはウィッシュポエムというからには詩になるように, 全員の言葉を合わせてポエムになるようになるべく短く書いていくこと。

全員が書けたら, テーブルの真ん中にシートを置いて, 語呂がいいように, 詩になるように並び替えてほしい。

・ A・Bグループの協議内容
(別紙のとおり)

(柘植委員長)

・ 「高松市長に期待すること」

Aグループがこの順番にしたのは, まずビジョン, つまり目標, 方向性を示すことができ, 政策, 能力(リーダーシップ), 最終的には地域活性化という結果を市長に求めている。

目標 政策 能力 結果と並べた詩として市長に期待している。

これらはワークショップをした時, 欠かせず出てくるキーワードである。

Bグループは, 最初の3つのキーワード「健康」「対話」「人気」は資質, 次の「良識のある判断」「めざすべき将来像」が目標, 最終結論として「公正かつ誠実な市政運営」, こういった市長像を求めている。

2つのグループでは, 資質, 目標, 政策, 能力, 実行, 結果の6つのポイントを市長に求めている。

・ 「高松市議会議員に期待すること」

Aグループは, 最初の2つ「選挙地域にとらわれない」, 「公正であること」これは脱利害を求めている。かつ, 知識で市民をリードして, さらに実行力を求めている。「適正な予算」は, 予算を可決できることが議員の大きな役割, 特性でもある。予算チェックという部分をもっと果たしてもらいたいと期待している。

審議経過および審議結果

Bグループの内容も似ているところがある。先程と同じように分解していくと、一番はずせないのが公正さ、それから実行力があること、それに伴う知識、それから志を忘れないこと。

先程の「市長に期待すること」と違うのは、パイプ役、予算のチェックが大きなところだ。

(柘植委員長)

ここからが本題で次のワークショップに移りたい。

今までの部分は前回まででいうと理想はどうか、問題は何かという部分である。KJ法の上から2段を一度で行った。

ここから少し手法を変える。

市長に期待することは

成すべきこと 期待されること

市議会議員に期待することは

成すべきこと 期待されること

「市長に期待することは」ここまでは書いているので、先に議論したことを前提としてポストイットに書けるだけ書いてほしい。

・ A・Bグループの協議内容

(別紙のとおり)

今日は、グループ毎の発表については時間の関係上行えないが、これを見たら市長に立候補する人はいるかもしれないが、市議会議員には誰も立候補する人がいなくなるかなというくらいハードルが高い。当然抽象的な言葉で求めれば許せなくなってくるというものもあるかもしれない。

Aグループは、「人権」とか立ち位置、目線のことを気にしていた。Bグループの方は、立ち位置ではなく、根本の愛着、郷土愛を求めている。ただ、2つのグループから出た内容は、ひとつも譲れないものだ。

市議会議員に対することについては、Bグループは、「責任感」のところで「公約の実現に向けた努力」とある。市長と違って市議会議員は自分の公約が必ずしも絶対通るかということとそうとは限らない。通りにくいのでここで努力と書いている。Aグループは、「活発な議論」市議会議員の間で政策の議論をして欲しい。「市政のチェック」これは特に議員は財政を最終的に審議する以上はチェックしてほしい。「実行力」は期待されることに入るかなと思ったら成すべきことに残したあたりがかなり厳しい。これを言われると議員さんは辛いと思うが聞きたい。「増収」と「実行力」は期待されることにきてもいいかと思ったが、皆さん議員に対してそれくらいはやれよと言っている。唯一、期待されることに入っている「能力主義を図ること」、これは、年功序列ではなく、能力のある議員はどんどん議員の仕事ができないといけないということだと思う。

皆さんにお配りしている資料の中にニセコ町の「住民参加の制度的保障の試み」、これはつい最近、地域づくり団体全国協議会が送ってきた資料の中に掲載されたものだが、自治基本条例の記載があって、

審議経過および審議結果

2 ページ目の図表 2 - 1 3 「自治基本条例の構造」一番古いニセコ町の基本条例の図がある。一番最初、前文と第 1 条理念があって、そのあと原則条項があって、制度条項がある。条例で出ているのはここまでだが、その下に具体的制度がぶらさがっていくというのが今回の自治基本条例の基本構造となっている。

今日は、太田市、平塚市、ニセコ町、大和市の自治基本条例の条文を印刷したものを用意している。それぞれできた時期も違い特色があったりもするが、似ているところもある。例えば、前文があって、目的があって、理念のところはほぼ一緒、原則条項もだいたい一緒だが、制度条項で、例えば、ニセコ町の条例で特徴的なのは、第 1 2 章第 5 3 条で、「国際交流及び連携」とある。ニセコ町は、確かオーストラリアからたくさんの方が来ているから、こういう項目が入っている。それが他市になると入っていなかったり、違うことが入っていたりする。制度条項の部分が市そのものの個性が出たりするところだと思う。

この基本構造例、これに近いものくらいを作るのが私たち委員会の仕事だと理解してほしい。今までディスカッションしてきたことの要素はすべてこの中に入っている。あとは整理して、現実的にどう書くかというのは次の委員会の役目になるが、例えばここで言うと、第 1 1 章町民投票制度だが、この住民投票の書き方についても時系列でみていくと、ニセコ町や太田市では、「住民投票の結果に対して市長はその結果を尊重しなければならない」としている。でも、議会に対しては何も書いていない。そこから後にできている平塚市や大和市の例を見ると、「市長および議会は住民投票の結果を尊重しなければならない」と書いてある。つまり、両方とも拘束されると書いてある。私達はどこまで拘束させて書くか。難しいことだが、次回からは具体的に構造を作る作業を皆さんでやっていきたいと思う。

今回は、まず順番はどうであれ謳うべき項目名の洗い出し作業を行っていく。今までやってきた議論を頭に入れながら、たまにはこのワークショップに戻りながら、ワークショップのシートを次回も残しておくので、それを見ながらなるべく短い時間でこの作業を進めたい。時間がないので、ある程度、他市の例も見ながら進めていく。ここで気をつけるのは、他市の例を見てしまうと、全部入れてしまおうとして、条項の数がどんどん増えていってしまうことだ。市民にとって一番分かりにくい条項になると思うので、私達は作る側にとっても市民にとっても一番わかりやすい条項にしたいと思っている。次回からは大変な作業にとりかかるということを念頭においてもらいたい。

今回お配りした以外にも先程、札幌市もいいという話があったが、自治基本条例はいろんなところに出ている。オリジナルを作るからといって他市を見てはいけないことはない。良いところはどんどん参考にして、取り入れて、後発で作るからには、より良い、いいものを作りたいと思っている。

次回までの宿題は、他市の例をひとつでもいいから拾い出して、高松市の条例にこれは入れたいと思う条項を皆さんひとつずつ抜き出しておくこと。ただ気をつけないといけないことは、何でもかんでも入れていくと数が増えていくだけだということ。条項数をいくつにするかも今後考えていかなければいけない。少しこれを念頭におきながらきらっと光る部分を次回までに見つけていただきたい。

審議経過および審議結果

(立野副委員長)

「瓦版」を作っているが、他の自治体は進捗状況がすごく分かり易いホームページを持っている。高松市もこれからそういうものを作ろうとして、「瓦版」がネット上で見られるようになってくる。皆さんで私が書いている「独り言」の欄に書きたいということがあれば、右下に私のメールアドレスを記載しているので送ってほしい。積極的に広報活動をやっていききたい。

(柘植委員長)

「瓦版」の「独り言」をみんなで書くことにしたい。立野副委員長は既に2回書いていただいたので、この部分を2人ずつくらいで載せていく。今回は高木委員と中條委員のお二人にお願いしたい。

以上をもって本日の会議を終了する。

「ウィッシュポエム法」により、以下の空白部分を埋める作業を行いました。

私たちは『高松市長』に を期待します。

私たちは『高松市議会議員』に を期待します。

【班別討議】

< A班 >

私たちは『高松市長』に

を期待します。

私たちは『高松市議会議員』に

を期待します。

< B班 >

私たちは『高松市長』に

を期待します。

私たちは『高松市議会議員』に

執行機関を監視・けんせいすること

票田，公約にとらわれず，臨機応変に最善を尽くすこと

地域代表でなく市民全体の利益を議論すること

公正な市民の代弁者

市民の声を忠実に実行すること

なぜ市議会議員になったのかを忘れないこと

を期待します。

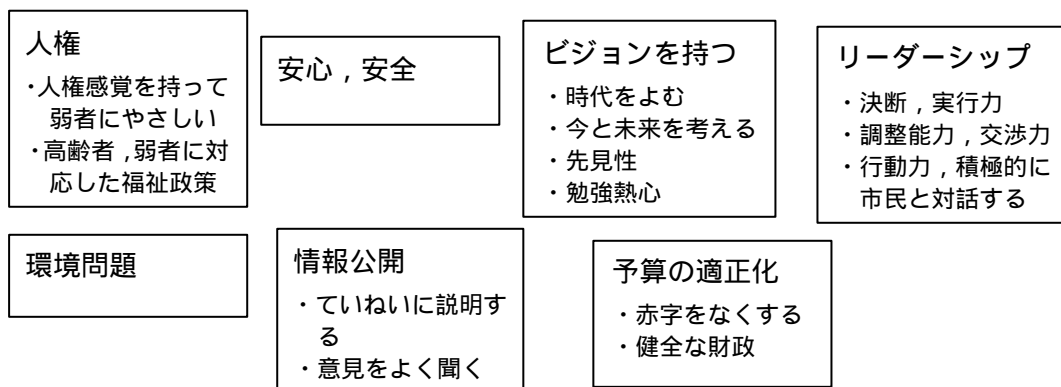
KJ法により，以下の項目について整理を行いました。

- ・市長に期待することは
 - 成すべきこと
 - 期待すべきこと
- ・市議会議員に期待することは
 - 成すべきこと
 - 期待すべきこと

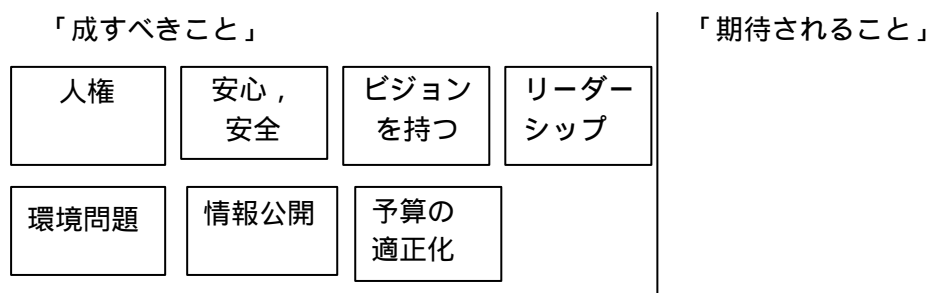
【班別討議】

< A班 >

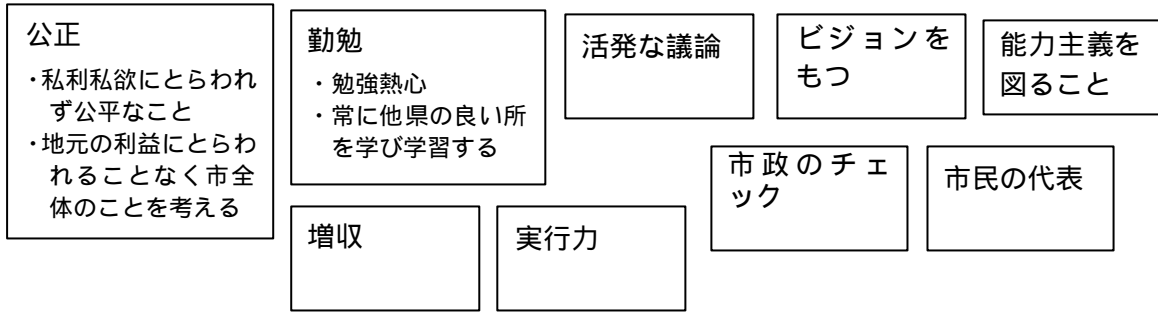
(1) 「市長に期待することは」に関するキーワードの洗い出し状況



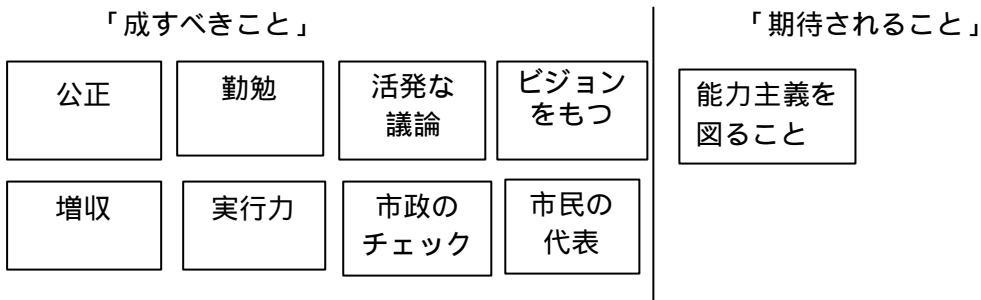
(2) (1)のキーワードを分類



(3) 「市議会議員に期待することは」に関するキーワードの洗い出し状況

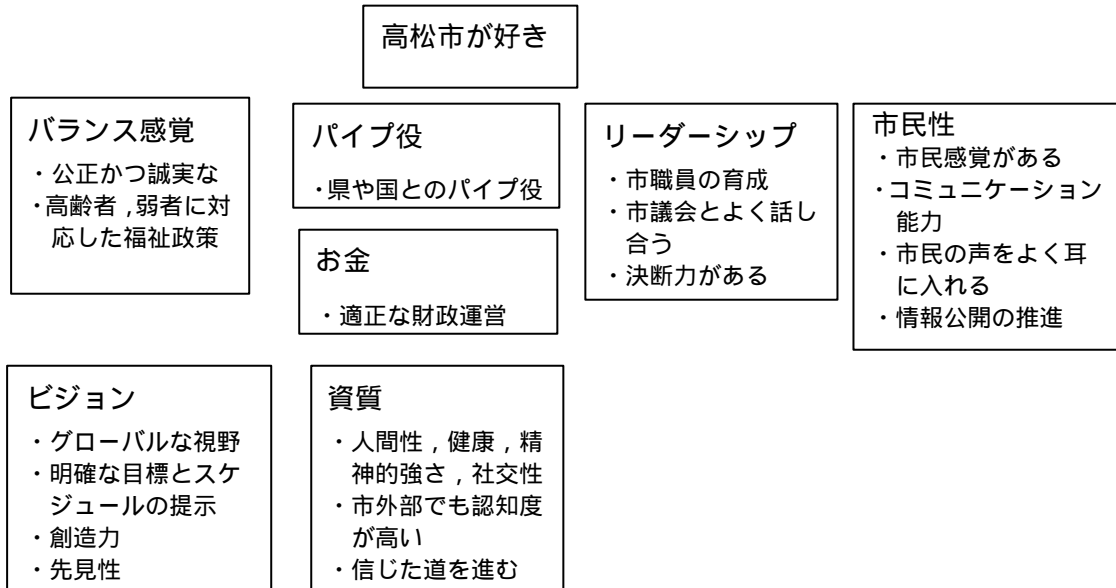


(4) 「市議会議員に期待することは」に関するキーワードを分類

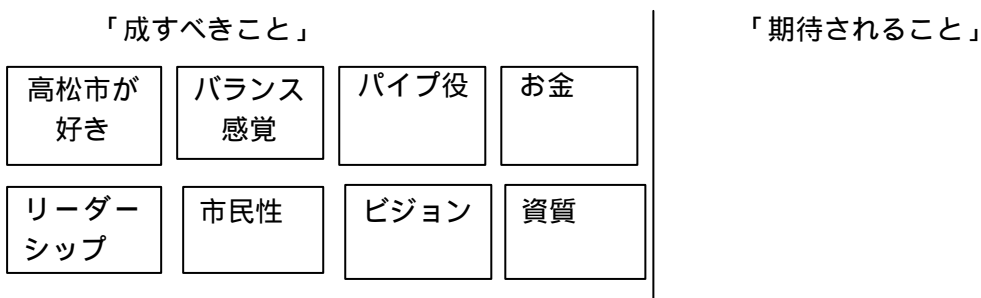


< B班 >

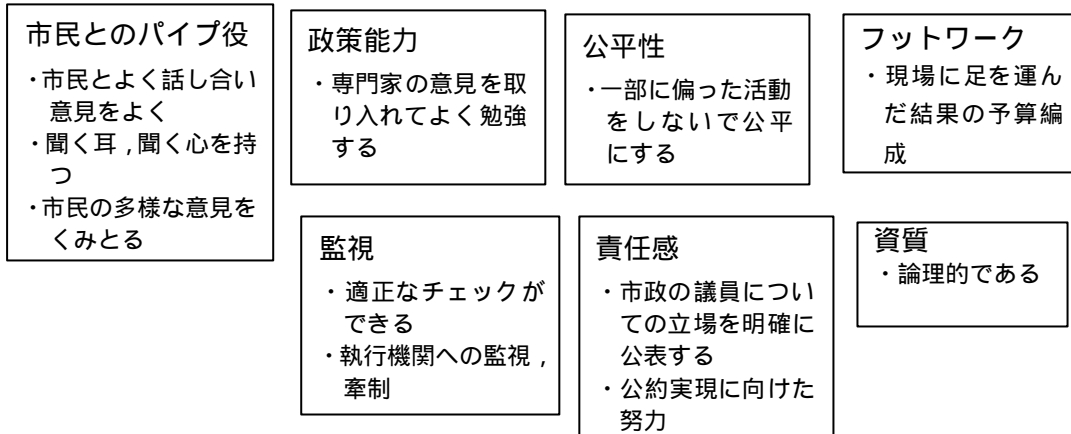
(1) 「市長に期待することは」に関するキーワードの洗い出し状況



(2) (1) のキーワードを分類



(3) 「市議会議員に期待することは」に関するキーワードの洗い出し状況



(4) (3) のキーワードを分類

